

違法行為のオンパレード

朝日新聞
DIGITAL

雇い止め社員に賃金仮払い命令 地裁、NTT西子会社に

2016年3月17日10時58分

NTT西日本の子会社、NTTマーケティングアクト（大阪市）の契約社員で雇い止めにされた岐阜市などの男性6人が「契約を更新しないのは違法」とし、従業員の地位確認と賃金支払いを求めた仮処分の申し立てで、岐阜地裁（杉村鎮右裁判官）は15日、雇い止めの後の賃金の仮払いを命じる仮処分決定を出した。

決定によると、6人はNTT「フレッツ光」の戸別販売などを担当。契約社員の更新をしなから4年9カ月～11年9カ月勤め、人員削減で昨年9月に雇い止めにされた。杉村裁判官は、有期契約でも更新回数などにより雇い止めが認められないとする労働契約法などを考慮。雇い止め以降、同じ件で提訴された訴訟の判決が出るまでの賃金の仮払いを命じる一方、仮処分で地位保全までは認められなかった。

6人は人員削減の際、再就職先のあっせん条件として雇い止めに同意する書類の提出を求め

会社の説明は真っ赤なウソです。「最大5年で雇止め」ルールは、改定された労働契約法の趣旨に真っ向から反しているのです。それを「法律が変わったから仕方な

CT Sが進める就業規則改悪は、完全な違法・脱法行為です。

法の趣旨にも反する脱法行為

CT Sは「試験に合格しなければ最大5年で雇止め」という制度について、「労働契約法に基づく改正」といつています。

しかし、労働契約法改定の提案趣旨として説明されたことは、「雇止めに対する不安を解消していく」「労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため」です。

CT Sはウソをつくな！

い」このように騙そうとするとは何事か！

「無期にさせない」で雇止めは違法

裁判でも、有期雇用の労働者への雇止めを無効とする例があります。

NTTマーケティングアクトという会社の契約社員6人が雇止めにされた裁判では、「契約更新しないのは違法」と認められました。

本来は全員が5年以上働けば無期雇用になります。無期雇用にさせないために、雇止めにするのは完全な違法行為なのです。

勝手に不利益変更はできない

他にもCT Sは月給制を時給制にしたり、作業手当を削減したりしようとしています。

しかし厚生労働省の通達でも、原則として「就業規則の変更により一方的に労働条件の不利益変更を行うことはできない」とはつきりと明記されています。

例外は、「そうしなければ会社がつぶれる」といった「高度な合理性」があるときです。

CT Sがつぶれる？ 掃除もせず年収一千万円の天下り管理者がゴロゴロいて、月額二百万円クラスの貸しビルに本社をおいておいて？ それを問題にもせず、私たちの賃金や労働条件は削るというのか！
こんな話は本当にふざけています。

感想や意見、現場の情報、労働に関して困り事がありましたら、お近くの組合員または上記連絡先までお寄せ下さい。